



茨城県報

第 2632 号

平成26年10月14日

火 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の
指定更新（2件）（障害福祉課）…………… 1
 - 大規模小売店舗の変更の届出（4件）（中小企業課）…………… 2
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 5
 - 道路の区域の変更（4件）（道路維持課）…………… 5
 - 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 7
- （選挙管理委員会）
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定…………… 7

告 示

茨城県告示第1050号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0817300056	訪問介護事業所 菜の花	つくばみらい市上平柳63-2	企業組合菜の花	つくばみらい市上平柳63-2	平成26年10月1日	居宅介護

茨城県告示第1051号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
0812900280	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社鹿島事業所	神栖市土合本町2-9809-141	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	東京都調布市調布ヶ丘3-6-3	平成26年10月1日	居宅介護 重度訪問介護

茨城県告示第1052号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石 原 孝

(2) 住所

つくば市竹園一丁目2番地1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

竹園ショッピングセンター

つくば市竹園三丁目18-2 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前）代表取締役 高 田 順 一

（変更後）代表取締役 石 原 孝

(3) 変更の年月日

平成26年9月3日

(4) 変更の理由

建物設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成26年10月2日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1053号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、

同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石 原 孝

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

並木ショッピングセンター

つくば市並木四丁目 4 番地

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者（法人にあっては代表者の氏名）

（変更前）代表取締役 高 田 順 一

（変更後）代表取締役 石 原 孝

(3) 変更の年月日

平成26年 9 月 3 日

(4) 変更の理由

建物設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成26年10月 2 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1054号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

筑波都市整備株式会社

代表取締役 石 原 孝

(2) 住所

つくば市竹園一丁目 2 番地 1

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

松代ショッピングセンター

つくば市松代四丁目 19 番 1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 高 田 順 一

(変更後) 代表取締役 石 原 孝

(3) 変更の年月日

平成 26 年 9 月 3 日

(4) 変更の理由

建物設置者の代表者変更のため

3 届出年月日

平成 26 年 10 月 2 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第 1055 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 26 年 10 月 14 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社伊勢甚本社

代表取締役 綿 引 甚 介

(2) 住所

水戸市泉町二丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マルト春日店

ひたちなか市春日町 6 番 1 号 外

(2) 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の位置

(3) 変更の年月日

平成27年3月5日

(4) 変更の理由

駐車場運用計画の見直しを図ったため

3 届出年月日

平成26年10月2日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1056号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社カワチ薬品石岡店

石岡市東光台3丁目1-1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第6条第2項）

平成26年6月9日

イ 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

（変更前） 184台

（変更後） 91台

(3) 届出年月日

平成26年5月30日

2 市町村の意見

なし

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1057号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 124号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿嶋市大字荒井302番1地先から 鹿嶋市大字荒井279番1地先まで	旧	メートル 最大 21.9 最小 13.3	メートル 152	
	新	メートル 最大 23.7 最小 15.0	メートル 152	現道拡幅

茨城県告示第1058号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒井行方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿嶋市大字荒井306番1地先から 鹿嶋市大字荒井334番2地先まで	旧	メートル 最大 35.8 最小 20.0	メートル 216	
	新	メートル 最大 46.4 最小 20.0	メートル 216	現道拡幅

茨城県告示第1059号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鉦田市札148番2地先から 鉦田市札128番5地先まで 鉦田市札1699番3地先から 鉦田市札115番1地先まで	(A)	メートル 最大 31.0	メートル 222	
		最小 8.6		
	(B)	最大 110.0	182	
		最小 19.0		
鉦田市札1699番3地先から 鉦田市札115番1地先まで	新(B)	最大 110.0	182	区 域 除 外
		最小 19.0		

茨城県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成26年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 茨城鹿島線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
鉦田市札140番11地先から 鉦田市札142番1地先まで	旧	メートル 最大 14.4	メートル 63		
		最小 11.8			
	新	最大 54.0	63		区域の一部追加
		最小 11.8			

茨城県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成26年10月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 355号
- 2 供用開始の区間 潮来市牛堀字山下494番4地先から
潮来市堀之内字大台前谷629番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成26年10月24日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第94号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び同条第4項第2号の規定による施設の長が不在者投票

管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

平成26年10月14日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	医療法人重陽会 サービス付き高齢者向け住宅なでしこ南台	石岡市南台3-2-1

2 指定年月日 平成26年10月6日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)